

## 気象警報が発令された場合の措置について（改定 2026/05/28）

(1) 警報の種類により次のA、B2つに分けて、下の表の通り措置します。

A 暴風警報・特別警報（暴風、波浪、大雪、暴風雪の4種類）

及びレベル4以上の各種警報

奈良県北西部・大阪市・東部大阪・京都府南部（南丹市、京丹波町を除く）のいずれかに、暴風警報または特別警報及びレベル4以上の各種警報が発令された場合

B 大雨警報・氾濫警報（レベル3）

奈良市・大阪市・東大阪市のいずれかに大雨警報または氾濫警報が発令された場合

| 警報の状況              | 措置                                     |
|--------------------|--|
| 午前6時現在、発令中の場合      | 自宅待機                                   |
| 午前8時までに、解除された場合    | 3限目より授業実施<br>始業10分前（午前10時40分）までに登校すること |
| 午前10時までに、解除された場合   | 5限目より授業実施<br>始業10分前（午後1時15分）までに登校すること  |
| 午前10時現在、解除されていない場合 | 終日休校                                   |

(2) (1)のA、B以外の地域に大雨（レベル3）・氾濫（レベル3）・暴風・特別警報、及びレベル4以上の各種警報のいずれかが発令中の場合は、該当地域生徒は自宅待機とし、上の表と同様の措置とします。なお、これにより終日登校できなかつた場合は、公欠扱いとします。

(3) 午前6時以降、登校途中に上記の警報が発令された場合、登校するか帰宅するか、より安全な方を選んでください。

(4) 登校後に上記の警報が発令された場合は、その時の気象状況、通学路の安全状況等から判断し、適切な措置をとります。その内容は、できるだけ速やかにさくら連絡網でご家庭にお知らせします。

(5) 学校行事期間中には特別措置をとることがあります。その場合は、さくら連絡網でお知らせします。

(6) 定期考査期間中の特別措置

| 警報の状況              | 措置  |
|--------------------|---|
| 午前10時までに、解除された場合   | 5限目より定期考査実施<br>試験開始10分前（午後1時15分）までに登校すること                       |
| 午前10時現在、解除されていない場合 | その日の定期考査は中止とします。この場合その日の試験科目は定期考査最終日の翌日（翌日が日曜・祝日の場合は翌々日）に延期します。 |